

京都市告示第373号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動を円滑に行うための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和8年9月24日

京都市長 松井 孝治

1 団体の名称

染殿町町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

(1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。

(2) 交通安全、防犯、防火等に関すること。

(3) ごみ処理、排水など保健衛生に関すること。

(4) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。

(5) 行政および関係諸団体の印刷物等の回覧および配布。

(6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

3 区 域

京都市左京区一乗寺染殿町の全域

4 主たる事務所

京都市左京区一乗寺染殿町3番地 一乗寺コーポラス集会場

5 代表者の氏名及び住所

山神 啓志

京都市左京区一乗寺染殿町22番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和8年9月15日

(文化市民局地域自治推進室)